



山の都のエコライフ支援事業（ペレットストーブ等設置事業）

担当課：環境水道課（72-4002）

事業の目的

自らが居住する住宅等に設置する薪ストーブ又はペレットストーブ等の設置を支援し、環境にやさしいまちづくりの推進を図ります。

補助対象事業

- ・住宅用薪・ペレットストーブ等の設置

事業対象者及び留意事項

【補助対象者】

- ・自らが居住する町内の既存住宅及び新築住宅（店舗等との併用住宅を含む）に薪・ペレットストーブ等を設置しようとする者

【留意事項】

本事業の申請に当たっては、以下の項目すべてを満たす必要があります。

- ・申請年度内（3月20日まで）に完了する事業であること
- ・山都町に住所を有する者
- ・暴力団による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- ・当該補助事業者及び同居する世帯の世帯員に町税等の滞納がないこと、
- ・ペレットストーブにあつては、木質ペレットのみ又は薪等を併用し燃料として使用する仕様及び設計の暖房機であつて、未使用であるもの
- ・薪ストーブにあつては、薪等を燃料として使用する仕様及び設計の暖房機であつて、未使用であるもの
- ・住宅用ペレットボイラーにあつては、主に住宅用のもので、木質ペレットのみを燃料として使用する仕様で、容器内の水を加熱し所要の蒸気又は温水を作るボイラーであつて、未使用であるもの
- ・住宅用薪ボイラーにあつては、主に住宅用のもので、薪等を燃料として使用する仕様で、容器内の水を加熱し所要の蒸気又は温水を作るボイラーであつて、未使用であるもの
- ・炉台・炉壁の設置にあつては、本体の下や壁との間にレンガやタイル等で設置するもので、炉壁は壁との間に空気層を設けたものとする（ただし、ペレットストーブ等の仕様による）
- ・木質ペレット、薪等を燃料として使用するストーブ又は住宅用ボイラーの設置については、消防法関連法規及び建築基準法関連法規の規定に基づく設置であること
- ・木質ペレット、薪等を燃料として使用するストーブ又は住宅用ボイラーを既に設置している者でないこと
- ・住宅等の賃借者にあつては、賃貸人の承諾を得ていること

- ・過去において山都町山の都創造事業補助金交付要綱による山の都のエコライフ支援事業における同補助金の交付を受けている者でないこと

補助率及び補助限度額等

【補助率及び補助限度額】

- ・補助対象経費の1/2以内（千円未満切捨）
- ・補助限度額：20万円

【補助対象経費】

- ・木質ペレット、薪等を燃料として使用するストーブ又は住宅用ボイラー本体の購入費
- ・炉台・炉壁(仕様に明記してあるもの)の設置及び配管（煙突）に要する経費
- ・その他町長が必要と認める経費

【補助対象外経費】

- ・運送料
- ・付属品にかかる経費

必要書類

【申請時】

- ・山都町山の都創造事業補助金交付申請書
- ・事業計画書及び収支予算書
- ・設置に係る見積書及び内訳書の写し
- ・設置に係る仕様書及びカタログの写し
- ・設置工事図面の写し
- ・設置前の現場写真
- ・家屋位置図(付近見取図)
- ・補助金の交付を受けようとする者及びその同居する世帯全員に係わる町税等納付状況確認に要する同意書
- ・その他町長が必要と認める書類

【実績報告時】

- ・山都町山の都創造事業補助金実績報告書
- ・事業報告書及び収支決算書
- ・設置に要した経費の内訳がわかる書類
- ・出来高設置工事図面の写し
- ・設置状況及び設置箇所の写真
- ・領収書の写し
- ・その他、町長が必要と認める書類

その他

- ・本事業は随時受付・交付決定等を行うこととしますが、予算額に応じ早期に受付を終了することがあ

ります。

- ・事業完了後は、補助者及び施工業者等の関係者立会いの下、町のしゅん工検査を実施します。